大川広域消防本部（署）査察規程

平成28年 7月19日
訓　令　第　６号

改正　令和元年 6月11日訓令第 8号　令和 3年 8月27日訓令第 5号

大川広域消防本部（署）査察規程（昭和５７年大川地区広域行政振興整備事務組合訓令第１号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　査察
　第１節　査察の基本（第３条－第５条）
　第２節　業務管理（第６条・第７条）
　第３節　査察員（第８条－第１０条）
　第４節　関係行政機関との連携（第１１条）
第３章　立入検査
　第１節　立入検査実施計画（第１２条－第１４条）
　第２節　査察対象物の種類（第１５条）
　第３節　立入検査（第１６条－第２３条）
　第４節　資料提出及び報告徴収等（第２４条－第２６条）
　第５節　消防用設備等点検報告（第２７条）
第４章　違反処理
　第１節　通則（第２８条－第３３条）
　第２節　警告（第３４条）
　第３節　事前手続（第３５条）
　第４節　命令（第３６条－第４１条）
　第５節　公示（第４２条）
　第６節　許可の取消し等（第４３条－第４５条）
　第７節　告発等（第４６条－第４９条）
　第８節　代執行等（第５０条－第５４条）
第５章　雑則（第５５条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は、消防法（昭和２３年法律第１８６号。以下「法」という。）及び大川広域行政組合火災予防条例（昭和４７年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第１２号。以下「条例」という。）に基づく、査察の執行及び火災の予防に関する違反処理その他防火指導に関し、必要

な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この訓令における、用語の意義は、次の各号に掲げるところによるものとする。

⑴　査察　立入検査、違反処理及び火災予防のための措置を含む行政作用をいう。

⑵　立入検査　法第４条又は法第１６条の５の規定に基づき消防対象物又は貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱いについて検査及び質問を行い、火災予防上の不備欠陥事項について関係者に指摘し、是正を促す作用をいう。

⑶　違反処理　警告、行政措置権、告発等によって、違反の是正若しくは予防又は出火危険、延焼危険若しくは火災に係る人命危険（以下「火災危険」という。）の排除を図るための行政上の措置をいう。

⑷　政令対象物　消防法施行令（昭和３６年政令第３７号）第６条に定める防火対象物をいう。

⑸　危険物製造所等　法第１０条第１項に定める製造所、貯蔵所又は取扱所をいう。

⑹　査察対象物　査察の対象となる消防対象物又は危険物製造所等をいう。

⑺　査察員　査察に関する業務（以下「査察業務」という。）に従事する消防吏員（以下「職員」という。）をいい、次のとおり区分する。

ア　予防課員　大川広域消防本部の組織に関する規則（平成５年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第１号）第２条に規定する本部の内部組織のうち、予防課に配属された職員をいう。

イ　署予防係員　大川広域行政組合消防署の組織に関する規程（平成５年大川地区広域行政振興整備事務組合訓令第１号）第２条別表に規定する予防係をいう。

ウ　消防職員　大川広域行政組合消防本部及び消防署等の設置等に関する条例（平成５年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第２号）第４条に規定する消防署の名称、位置及び管轄区域を管轄する消防署長（以下「署長」という。）以外の職員をいう。

⑻　違反処理員　違反処理業務に従事する職員をいい、前号ア及びイの職員をいう。

⑼　警告　違反事項又は火災危険が認められる事項について、査察対象物の所有者、管理者若しくは占有者（以下「関係者」という。）に当該違反の是正又は火災危険の排除を促す意思表示をいう。

⑽　不利益処分　行政手続法（平成５年法律第８８号。以下「手続法」という。）第２条第４号に定める不利益処分をいう。

⑾　聴聞　手続法第１３条第１項の規定に基づき、予定される不利益処分に関して、審理の場において意見陳述、質問等の機会を与え、意見を聴くことをいう。

⑿　弁明の機会の付与　手続法第１３条第１項の規定に基づき、不利益処分の原因となる事実に関する意見陳述のための機会を与えることをいう。

⒀　命令　法の命令規定に基づき、強制的に違反の是正又は火災危険の排除を促す意思表示をいう。

⒁　催告　命令に従わない者に対して、当該命令事項の履行を催促する意思表示をいう。

⒂　公示　法第５条第３項及び第１１条の５第４項の規定（他の条文において準用しているものを含む。）に基づき、命令した事実を公表することをいう。

⒃　許可の取消し　法第１２条の２第１項の規定に基づき、法第１１条第１項の規定による許可

の効力を将来に向かって消滅させる意思表示をいう。

⑰　特例認定の取消し　法第８条の２の３第６項（法第３６条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同条第１項の規定による特例認定の効力を消滅させる意思表示をいう。

⑱　告発等　刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第２３９条第２項の規定に基づき、違反事実を捜査機関に申告し、違反者の訴追を求める意思表示及び過料事件の通知をいう。

⑲　過料事件の通知　法第４６条の５の規定に基づき、法第８条の２の３第５項（法第３６条第１項において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠った者を過料に処せられる者として管轄地方裁判所に通知することをいう。

⑳　代執行　行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）第２条の規定により、命令による代替的作為義務の履行すべき行為を命令者自らが行い、又は第三者に行わせ、当該行為に係る費用を義務者から徴収することをいう。

㉑　略式の代執行　法第３条第２項又は第５条の３第２項の規定に基づき、物件の除去等の措置をとることをいう。

㉒　行政措置権　法に基づく命令、許可及び特例認定の取消し、代執行並びに略式の代執行を行う権限をいう。

第２章　査察

第１節　査察の基本

（査察の原則）

第３条　消防長又は署長（以下「消防長等」という。）は、火災予防の目的を達成するため、査察対象物の用途、収容人員、管理状況等から火災危険を判断し、行政上必要と認めた査察対象物に対し査察を執行し、防火安全の確保を図らなければならない。

（査察の執行区分）

第４条　査察対象物に対する査察は、署長又は予防課長（以下「署長等」という。）が行うものとする。

２　消防長は、必要があると認めるときは、前項の査察の支援を行うものとする。

（指導改善及び行政措置権の行使）

第５条　署長等は、立入検査によって発見した法令違反及びその他の不備欠陥事項（以下「不備欠陥事項」という。）に対する改善指導に当たっては、当該内容を関係者に対して直接具体的に指摘するとともに、十分な指導を行い、関係者の理解と認識によって自主的な履行がされるよう努めるものとする。

２　行政指導によって、関係者の自主的な履行によることが期待できないと判断する場合には、行政措置権を行使するものとする。

３　消防長は、重大な違反事案又は署長等から要請があった違反事案で、必要があると認めた場合は、違反処理を行うことができる。

第２節　業務管理

（署長等の責務）

第６条　署長等は、査察と行政責任とのかかわり合いを十分認識するとともに、社会的情勢等を的確に洞察し、常に消防に対する社会的要請に対応した査察の推進に務めなければならない。

２　署長等は、査察対象物の複雑及び多様化に対応するため、査察員に対する教育の実施、自己啓

発の助言等により、査察技術の向上を図るよう努めなければならない。

３　署長等は、立入検査結果通知書の指摘事項で、別に定める違反処理基準上の措置に該当する違反事案については、違反処理経過簿（様式第１号及び様式第１号の２）により、消防長に報告し違反処理への移行時期、上位措置への移行等違反処理業務の管理に務めなければならない。

４　署長等は、管轄区域内の特性等を踏まえ、査察が計画的に執行できるよう業務管理の適正化に務めなければならない。

（情報管理）

第７条　署長等は、査察業務の効率的な執行を推進するため情報を管理し、必要に応じて資料化を図り、査察行政上有効にその活用を図るものとする。

２　署長等は、査察業務に係る情報を整備し、機密の保持に十分配意するものとする。

３　署長等は、立入検査により得た情報を適正に管理し、消防活動及び消防行政に広く活用が図られるよう努めなければならない。

第３節　査察員

（査察員の指定）

第８条　消防長は、査察対象物の状況、違反内容等に応じ、査察に従事する職員を、あらかじめ査察員として指定するものとする。

（査察員の責務）

第９条　査察員は、査察業務を行うために必要な知識技術を習得し、適正な業務の推進を図るとともに、行政に対する信頼を高めるよう努めるものとする。

（査察員の派遣）

第１０条　署長は、査察業務の執行にあたり必要があると認めたときは、消防長に対して査察員の派遣を要請することができる。

２　消防長は、前項の要請があり、必要があると認めたときは、査察員を派遣するものとする。

第４節　関係行政機関との連携

（関係行政機関との連携）

第１１条　署長等は、立入検査において指摘した違反及び他法令の防火に関する規定の違反については、関係行政庁に通知し、是正促進を要請するとともに、十分な連絡を図り、その改善指導に努めるものとする。

２　消防長等は、他の法令違反が存する対象物の違反是正措置等を講じる場合には、関係機関と十分な情報提供及び連絡調整を行うとともに、自ら違反事実の把握に努め、他の手段がない場合に、他の関係行政庁の事務に支障がないように配慮しつつ、法第３５条の１３の規定に基づく照会を行うなど、適切な措置を講じるよう相互の連携に務めるものとする。

３　署長等は、違反処理につき関係行政庁より強力を求められたときは、火災の予防又は警戒に関する事項に限り必要に応じ協力するものとする。

第３章　立入検査

第１節　立入検査実施計画

（執行方針及び計画）

第１２条　消防長は、査察を適正かつ効果的に実施するための方針（以下「執行方針」という。）を定めるものとする。

２　署長は、前項の執行方針に基づき、立入検査実施計画（様式第２号）を策定し、消防長に報告するものとする。

（執行状況の報告）

第１３条　署長等は、査察の執行状況について、定期に消防長に報告するものとする。

２　消防長は、特に必要があると認めたときは、署長等に査察の執行状況について報告を求め、又は査察に関し必要な指示をするものとする。

（執行方針及び査察の執行体制の見直し）

第１４条　消防長は査察の執行状況を管理し、毎年度、執行方針及び査察の執行体制の見直しを行うものとする。

第２節　査察対象物の種類

（査察対象物の種類）

第１５条　査察の種類は、次に定めるものとする。

⑴　普通査察　別表第１に定める区分表により、第１２条第２項に規定する立入検査実施計画に基づき行う査察をいう。

⑵　特別査察　次のアからエまでに掲げる場合においてその都度計画を立て行う査察をいう。

ア　関係行政庁又は消防対象物の関係者から要請があった場合

イ　催し物等が行われる場合で必要があると認められる場合

ウ　特異事態が発生した場合で必要があると認められる場合

エ　その他火災予防上特に必要があると認められる場合

第３節　立入検査

（事前準備）

第１６条　立入検査に当たっては、別に定める事項について事前に検討を行い、立入検査の効率的な執行を図るものとする。

（検査の着眼項目）

第１７条　立入検査は、査察対象物に応じて、別に定める立入検査記録表を活用して実施するものとする。

（立入検査要領の基本）

第１８条　立入検査に当たっては、消防計画又は予防規程及び立入検査台帳等に基づき、査察対象物の関係者等が行った自主管理状況の記録等を確認するものとする。

２　検査箇所は、出火危険及び人命危険に着目し、査察対象物の実態に応じて行うものとする。

３　消防用設備等又は防火避難施設の検査に当たっては、関係者に取り扱いを求め、有効に活用し得るか否かを確認するよう努めるものとする。

４　不備欠陥事項があると認められたときは、関係者に指導を行うものとする。

５　立入検査は、消防活動面に十分配慮して行うこと。

（立入検査時の留意点）

第１９条　立入検査を実施する場合は、法第４条又は法第１６条の５の規定によるほか、次に掲げる事項に留意するものとする。

⑴　立入検査の実施において、次に掲げる検査を行う場合については、関係者に対して事前に連絡しないこと。

ア　避難施設及び防火設備の管理状況の検査

イ　危険物製造所等における危険物取扱者の立会い状況の確認

ウ　法令違反があることの通報を受けて行う立入検査

⑵　関係者、防火管理者、危険物保安監督者その他査察対象物に関係のある者の立会いを務めて求めること。

⑶　正当な理由がなく立入検査を拒み、妨げ又は忌避する者がある場合は、立入検査の趣旨を十分に説明し、なお応じない場合は、関係者等の忌避等の理由を確認するとともにその旨を上司に報告し、指示を受けること。

⑷　査察対象物の電気設備、機械設備、有害物質その他人体に危険のあるものについては、特に注意を払い、事故防止に努めること。

⑸　関係者の民事的紛争に関与しないこと。

（関係者に対する立入検査結果の通知）

第２０条　査察員は、査察対象物に法令違反又は火災危険等があることを確認したときは、査察対象物の関係者に対して、立入検査結果通知書（様式第３号）の交付により通知するものとする。

（立入検査結果の報告及び記録）

第２１条　査察員は、立入検査が終了した都度、その結果を署長等に報告するとともに、立入検査執行記録簿（様式第４号）を作成し、立入検査結果通知書及び改修（計画）報告書（様式第５号）を添付し、速やかに署長等を経由し、消防長に報告するものとする。

（改修（計画）報告書の提出）

第２２条　査察員は、第２０条の規定により通知した指導事項について、関係者に改修（計画）報告書により報告を求めるものとする。ただし、直ちに法令違反が是正され、又は火災危険等が排除された場合はこの限りでない。

（違反処理への移行）

第２３条　消防長等は、次に掲げる場合には、違反処理基準に定めるところにより、違反処理を行うものとする。ただし、違反処理を留保すべき特段の事情があると認める場合であって、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況から判断して、直ちに違反処理を行わなくても、当該期間において、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるときは、この限りでない。

⑴　前条に規定する提出期限を過ぎても同条の報告書が提出されない場合

⑵　前条の規定により提出された報告書の内容に不備があり、かつ、期限を定めて当該報告書の是正を指導したにもかかわらず、当該期限を過ぎても当該報告書の提出を求められた者がこれに応じない場合

⑶　前条の規定により提出された報告書に記載された履行期限までに法令違反の是正又は火災危険等の排除が完了していないと認められる場合

⑷　法令違反の事実又は火災危険等があることが明白で、かつ、直ちに違反処理の措置を行う必要があると認める場合

第４節　資料提出及び報告徴収等

（資料提出、報告徴収）

第２４条　法第４条及び法第１６条の５の規定による資料（査察対象物の実態を把握するため必要

な既存の文書その他の物件をいう。以下同じ。）は、関係者に対し任意の提出を求めるものとする。

２　前項の規定により難い場合は、資料提出命令書（様式第６号）又は報告徴収書（様式第７号）により、命ずるものとする。

（資料及び報告書の受領、保管等）

第２５条　前条の規定による資料又は報告書（以下「資料等」という。）の提出については、関係者に対し、資料提出・報告書（様式第８号。以下「報告書」という。）を２部作成することとし、資料等の所有権放棄の意思表示を明らかにすることを求めるものとする。

２　前項の規定により資料等の提出者が当該資料等の所有権を放棄する旨の意思表示をした場合は、提出書に受領した旨を記載し、１部を提出者に返付するものとする。

３　所有権の放棄をしない旨の意思表示をした場合は、提出資料等保管書（様式第９号）を交付するものとする。

４　前項の規定により提出資料等保管書を交付した資料等は紛失、損傷等しないよう保管し、保管の必要がなくなったときは、提出者に当該資料等を返還するものとする。この場合、提出資料等保管書に還付及び受領した旨の署名を求めるものとする。

（危険物の収去）

第２６条　危険物又は危険物であることの疑いがある物（この条において「危険物等」という。）の収去については、大川広域行政組合危険物の規制に関する規則（昭和５９年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第４号）第１２条の規定を準用するものとする。

２　収去した危険物等の所有者等が所有権を放棄する申出があった場合は、前条に規定する報告書を使用するものとする。

第５節　消防用設備等点検報告

（点検報告書の処理）

第２７条　法第１７条の３の３に規定する点検報告で指摘された機能障害等を放置しておくと本来の消防用設備等が正常に機能しないと認められる場合は、査察員は速やかに立入検査を行い早急に是正を指導するものとする。

第４章　違反処理

第１節　通則

（違反処理の区分）

第２８条　違反処理は、次に掲げる区分による。

⑴　警告

⑵　命令

⑶　許可及び特例認定の取消し

⑷　告発

⑸　過料事件の通知

⑹　代執行

⑺　略式の代執行（法第３条第２項又は法第５条の３第２項の措置）

（違反処理上の基本的留意事項）

第２９条　違反処理は、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

⑴　違反処理は、公共の安全を確保するため、火災発生時に想定される被害の程度、違反の内容又は火災危険の重大性に着目し、時機を失うことなく厳正公平に行うこと。

⑵　違反処理事務を行うに当たっては、関係者に対し誠実かつ沈着冷静に対処すること。

⑶　違反処理を行った事案については適時追跡調査を行い、違反事項の是正に努めること。

（違反処理基準）

第３０条　違反処理は、別表第２に定める違反処理基準により処理しなければならない。

２　違反の事実が明白で、かつ、火災予防上若しくは人命安全上猶予できないと認める場合又は特異な違反事案の処理に係る場合は、違反処理基準に定める措置順序によらないことができる。

（違反の調査等）

第３１条　職員は、職務の執行に際し違反事実を発見し、又は聞知した場合は、速やかに署長等に報告しなければならない。

２　前項の報告を受けた署長等は、違反処理員に命じ速やかに違反事実の調査にあたらせるものとする。ただし、立入検査により違反の事実が確定している場合は、調査を省略することができる。

３　前項の規定による調査を命じられた違反処理員は、調査した結果を違反調査報告書（様式第１０号）により署長等に報告しなければならない。この場合において違反事実の確認及び証拠保全のため、違反現場に出向し、直接、違反の状態及び物の存在を現地調査したときは、実況見分調書（様式第１１号及び様式第１１号の２）を作成するものとする。

（質問調書）

第３２条　違反処理員は、前条に規定する違反の調査に際し関係のある者に対して質問を行った場合は、質問調書（様式第１２号及び様式第１２号の２）を作成しなければならない。

（違反処理基準の適用等）

第３３条　消防長は、違反事案について、火災予防上又は公益上特に必要であると認められる場合は、措置を変更して速やかに行政措置権を行使することができる。

２　消防長は、違反処理基準を適用することが行政上適切でないと認めるときは、違反処理を留保することができる。

第２節　警告

（警告）

第３４条　消防長は調査した違反内容が違反処理基準の警告に該当した場合には、命令の前段階として警告書（様式第１３号）を交付するものとする。

２　消防長は緊急に措置する必要があると認める場合で前項の警告書を発するいとまがないときは、口頭で必要な事項について警告することができる。この場合においては、事後速やかに警告書を発行するものとする。

第３節　事前手続

（事前手続）

第３５条　この訓令において、手続法第１３条に規定する聴聞が必要な不利益処分とは次の各号に掲げるものをいう。

⑴　法第８条の２の３第６項に基づく特例認定の取消し

⑵　法第１２条の２第１項に基づく危険物製造所等の許可の取消し

⑶　法第１３条の２４第１項に基づく危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任命令

⑷　法第３６条第１項において準用する法第８条の２の３第６項に基づく特例認定の取消し

２　この訓令において、手続法第１３条に規定する弁明の機会の付与が必要な不利益処分とは次の各号に掲げるものをいう。

⑴　法第５条第１項に基づく防火対象物に対する予防措置命令（緊急の場合を除く。）

⑵　法第５条の２第１項に基づく防火対象物に対する使用禁止停止命令等（緊急の場合を除く。）

⑶　法第５条の３第１項に基づく防火対象物に対する危険排除のための措置命令（緊急の場合を除く。）

⑷　法第８条第４項に基づく防火管理者業務適正執行のための措置命令（法令により処分要件が明確なものを除く。）

⑸　法第８条の２第６項に基づく統括防火管理者業務適正執行のための措置命令（法令により処分要件が明確なものを除く。）

⑹　法第１２条の２第１項又は第２項に基づく危険物製造所等の使用停止命令

⑺　法第１４条の２第３項に基づく予防規程の変更命令

⑻　法第３６条第１項において準用する法第８条第４項及び第８条の２第６項に基づく防災管理者業務適正執行及び統括防災管理者業務適正執行のための措置命令（法令により処分要件が明確なものを除く。）

第４節　命令

（命令）

第３６条　消防長は調査した違反内容が違反処理基準の命令の措置をとるべきものに該当した場合には、命令書（様式第１４号）を交付し命令を行うものとする。ただし、緊急に措置する必要があると認める場合で命令書を発するいとまがないときは、口頭で必要な事項について命令することができる。この場合において、事後速やかに命令書を発行するものとする。

２　法第３条第１項及び法第５条の３第１項の規定に基づく命令については、立入検査その他の業務の遂行中において違反処理基準の命令の措置をとるべきものに該当する違反を発見した職員が命令書（様式第１５号）を交付し命令を行うものとする。ただし、緊急に措置する必要があると認める場合で命令書を発行するいとまがないときは、口頭で必要な事項について命令することができる。この場合において、事後速やかに命令書を発行するものとする。

（弁明に係る命令の決定）

第３７条　消防長は、第３５条第２項に規定する弁明の機会の付与が必要な命令事案に係る弁明書（手続法第２９条に定めるものをいう。）等が提出された場合には、当該内容について調査するとともに、弁明に係る調査書を作成して処理するものとする。

２　不利益処分に係る聴聞及び弁明の機会の付与に関しては、大川広域行政組合聴聞及び弁明の機会付与の手続に関する規則（平成１８年大川広域行政組合規則第２号）の規定を準用する。

（教示）

第３８条　命令を書面で行う場合又は利害関係者から教示を求められた場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第８２条の規定に定める教示をしなければならない。

（催告）

第３９条　消防長は命令を行った場合に命令事項の進ちょく状況を随時把握し、履行期限を経過してしても是正されない場合は必要に応じ催告書（様式第１６号）を交付して履行の是正を図るも

のとする。

（命令の解除）

第４０条　消防長は命令措置について命令要件が全部又は一部が履行されたことにより、受命者から命令の解除の申出があったとき又はその事実を知ったときは、その履行状況を確認し、命令解除要件を満たすと認めた場合は、速やかに解除するものとする。

２　前項の規定による命令の解除は、命令解除通知書（様式第１７号）を交付することにより行うものとする。

（命令の通知）

第４１条　消防長は、法第１１条の５第２項による命令を行った場合は、当該命令に係る移動タン貯蔵所につき法第１１条第２項の規定による許可を行った市長村長等に移動タンク貯蔵所違反通知書（様式第１８号）により通知するものとする。

第５節　公示

第４２条　消防長は、法第５条第１項、法第５条の２第１項、法第５条の３第１項、法第８条第３項及び第４項、法第８条の２第５項及び第６項、法第８条の２の５第３項、法第１１条の５第１項及び第２項、法第１２条第２項、法第１２条の２第１項及び第２項、法第１２条の３第１項、法第１３条の２４第１項、法第１４条の２第３項、法第１６条の３第３項及び第４項、法第１６条の６第１項、法第１７条の４第１項及び第２項、法第３６条第１項において準用する法第８条第３項及び第４項、法第８条の２第５項及び第６項の規定にも基づく命令を行った場合は、当該命令に係る防火対象物又は当該防火対象物のある場所へ標識（様式第１９号）の設置その他別に定める方法により公示を行うものとする。

２　前項の公示は、命令を行った場合には、速やかに行い、当該命令の履行又は解除がなされるまでの間その状態を維持するものとする。

第６節　許可の取消し等

（許可の取消し）

第４３条　法第１２条の２第１項に基づく危険物製造所等の許可の取消しは、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

⑴　法第１２条の２第１項に基づく使用停止命令に違反したとき。

⑵　前号の使用停止命令を命じられるに至った違反が是正されないとき。

⑶　前２号に該当しない場合で、違反内容が許可の取消しを行うことが必要と認めるとき。

２　前項の許可の取消しは、許可取消書（様式第２０号）を交付することにより行うものとする

（特例認定の取消し）

第４４条　法第８条の２の３第６項（法第３６条第１項について準用する場合を含む。）に基づく特例認定の取消しは、特例認定取消書（様式第２１号）を交付することにより行うものとする。

（解任命令）

第４５条　法第１３条の２４条第１項に基づく危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任命令は、解任命令書（様式第２２号）を交付することにより行うものとする。

第７節　告発等

（告発）

第４６条　消防長は、次の各号のいずれかに該当するもので、罰則をもって対応すべきと認める場

合に告発を行うものとする。

⑴　違反内容が重大なとき。

⑵　違反に起因する火災等の発生若しくは拡大又は死傷者が発生したとき。

⑶　告発をもって措置すべき情状が認められるとき。

（告発の手続）

第４７条　告発は、違反の生じた場所を管轄する捜査機関の司法警察員又は検察官に対して行うものとする。

２　告発を行うときは、告発書（様式第２３号）に次に掲げるもののうち、違反に関する必要な資料を添付するものとする。

⑴　立入検査結果通知書（写）

⑵　警告書及び命令書（写）

⑶　図面及び写真

⑷　違反調査報告書

⑸　質問調書

⑹　その他違反事実及び情状の認定に必要な資料

（過料事件の通知）

第４８条　消防長は、法第８条の２の３第５項（法第３６条第１項について準用する場合を含む。）による届出を怠った者を覚知した場合で、過料をもって対応すべきと認められるときに通知を行うものとする。

（過料事件の手続）

第４９条　過料事件の通知は、法第８条の２の３第５項（法第３６条第１項について準用する場合を含む。）の規定により届出を怠った者の住所地を管轄する地方裁判所に対して行うものとする。

２　前項による過料事件の通知を行うときは、通知書（様式第２４号）に次の資料を添付して行うものとする。

⑴　特例認定防火対象物の管理権原者であったことを証する資料

⑵　特例認定防火対象物の管理権原者に変更があったことを証する資料

⑶　過料に処せられるべき者の住所地を証する資料

⑷　違反時点において特例認定防火対象物であったことを証する資料

第８節　代執行等

（代執行）

第５０条　消防長は第３６条の規定による命令又は第４６条の規定による告発によってもなお違反が是正されない場合で、特に必要があると認めたときは、行政代執行法（昭和２３年法律４３号）の定めるところにより代執行を行う。

２　前項の行政代執行の戒告、通知及び費用徴収のための文書並びに執行責任者の証票は次のとおりとする。

⑴　戒告書（様式第２５号）

⑵　代執行令書（様式第２６号）

⑶　代執行費用納付命令書（様式第２７号）

⑷　代執行責任者証（様式第２８号）

（証票の携行）

第５１条　署長等その他の職員が、執行責任者として代執行の現場に赴くときは、前条第２項第４号の証票を携行し、要求があるときは、これを呈示しなければならない。

（略式の代執行）

第５２条　消防長は、法第３条第１項又は法第５条の３第１項の命令に係る履行義務者を確知することができないために当該命令を発することができない場合には、法第３条第２項又は法第５条の３第２項の規定に基づき、当該消防職員に法第３条第１項第３号又は第４号（法第５条の３第２項において準用する場合を含む。）に掲げる措置をとらせるものとする。

２　法第５条の３第２項の規定に基づき措置をする場合には、事前に相当の期限を定めて公告（様式第２９号）を行う。

３　物件の除去を行った場合には、消防長は当該物件を保管しなければならない。

４　消防長は前項の物件を権原者に返還するため、大川広域消防本部に関係者が閲覧できるよう保管物件一覧簿（様式第３０号）を備え付け、保管を始めた日から起算して１４日間、大川広域消防本部に保管場所等を保管物件公告（様式第３１号）により公示する。

５　第３項の規定により、保管している物件を返還する場合は、物件受領書（様式第３２号）を提出させるものとする。

６　除去した物件が滅失若しくは破損するおそれがある場合又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要する場合は、当該物件を売却し、その売却した代金を保管し、当該物件の返還に代えることができる。売却代金の返還の際には、代金受領書（様式第３３号）を提出させるものとする。

７　消防長は、当該物件の除去及び保管に要した費用があるときは、所有者又は所有権を放棄した者に対し、民事上の手続き及び保管費等納付命令書（様式第３４号）により、当該費用を徴収するものとする。

（警告書等の交付手続）

第５３条　この訓令に定める警告書、命令書、許可及び認定の取消書、戒告書、代執行令書及び代執行費用納付命令書（以下「警告書等」という。）を発行するときは、原則として当該関係者に直接交付し、受領書（様式第３５号）に署名を求めるものとする。

２　前項の警告書等の受領を拒否した場合、その他必要あるときは、配達証明、内容証明の取扱い等により郵送するものとする。

（違反処理結果の確認等）

第５４条　署長等は、違反処理を行った場合は、事後の改善指導及び履行状況を確認するとともに、その経過を違反処理経過簿（様式第１号及び様式第１号の２）に記録しておかなければならない。

第５章　雑則

（補則）

第５５条　この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が定めるものとする。

附　則

この訓令は、平成２８年８月１日から施行する。

附　則（令和元年６月１１日訓令第８号）

１　この訓令は、令和元年７月１日から施行する。

２　改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附　則（令和３年８月２７日訓令第５号）

（施行期日）

１　この訓令は、令和３年９月１日から施行する。

（経過措置）

４　この訓令の施行の日前に改正前の大川広域消防本部（署）査察規程（以下「改正前の（署）査察規程」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の大川広域消防本部（署）査察規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

５　第１条による改正前の火災調査規程及び第２条による改正前の証明事務取扱規程並びに第３条による改正前の（署）査察規程に規定する様式において作成した用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

別表第１（第１５条関係）

査察対象物の区分	査察対象物の種別	査察実施回数
第１種査察対象物	１　防火対象物のうち防災管理者の選任義務を有するもの ２　１以外の査察対象物であって、特定防火対象物のうち防火管理者の選任義務を有し、かつ、自動火災報知設備の設置義務を有するもの ３　危険物製造所等であって、法第１４条の２第１項の規定により予防規程を定めなければならない施設	１年に１回以上持参
第２種査察対象物	１　第１種査察対象物以外の特定防火対象物であって、延べ面積が１５０平方メートル以上のもの ２　第１種査察対象物以外の危険物製造所等	３年に１回以上
第３種査察対象物	１　第１種査察対象物及び第２種査察対象物以外の査察対象物であって、延べ面積が１５０平方メートル以上のもの ２　少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所等	５年に１回以上
第４種査察対象物	１　第１種査察対象物、第２種査察対象物及び第３種査察対象物以外の査察対象物	署長等が必要と認めるとき

別表第２（第３０条関係）

	適用要件		一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
①屋外における火災予防に危険な行為等	次の行為又は物件で火災の予防に危険であると認めるもの又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めるもの	１　火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備（法第３条）				
		２　残火、取灰又は火粉	残火、取灰又は火粉の始末（法第３条）				
		３　危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理（法第３条）				
		４　放置され、若しくはみだりに存置された物件	物件の整理又は除去（法第３条）				

	適用要件		一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
②防火対象物における火災予防に危険な行為等（その１）	防火対象物の位置、構造、設備又は管理について次の状況が認められるもの	１　火災予防に危険であると認める場合	警　告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置命令（法第５条）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）
		２　消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合	警　告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、その他必要な措置命令（法第５条）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）
③防火対象物における火災予防に危険な行為等（その２）	１　法第５条等の規定により必要な措置が命ぜられたにも関わらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては、履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消火活動に支障になると認める場合又は火災発生したならば人命に危険であると認める場合		使用禁止命令等（法第５条の２・第１項第１号）				
	２　法第５条等の規定による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難、その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合		警　告	警告事項不履行のもの	使用禁止命令等（法第５条の２・第１項第２号）		

	適用要件		一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
④防火対象物における火災予防に危険な行為等（その３）	次の行為又は物件で火災の予防に危険であると認めるもの又は消火、避難その他の消防の活動に支障となると認めるもの	１　火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備（法第５条の３）	一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）		
		２　残火、取灰又は火粉	残火、取灰又は火粉の始末（法第５条の３）	一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）		
		３　危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理（法第５条の３）	一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）		
		４　放置され若しくはみだりに存置された物件（上記３の物件を除く）	物件の整理又は除去（法第５条の３）	一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）		

	適用要件			一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
⑤防火管理関係違反（法第八条第一項違反）	1　防火管理者未選任			警　告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第８条第３項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一時措置による（法第５条の２）
	2　防火管理業務不適正	消防計画未作成		警　告	警告事項不履行のもの	作成命令（法第８条第４項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一時措置による（法第５条の２）
		消防計画が不適正なもの		警　告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第８条第４項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）
		消火、通報及び避難訓練未実施		警　告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第８条第４項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）
		消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検、整備未実施等		警　告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第８条第４項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）
		火気の使用又は取扱いに関する監督不適格	火気使用器具、電気器具等の管理	警　告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第８条第４項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）
			指定場所における喫煙等の制限	警　告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第８条第４項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）

	適用要件		一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
⑤防火管理関係違反（法第八条第一項違反）続き	2　防火管理業務不適正　続き	避難又は防火上必要な構造及び設備の管理不適正	警　告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第８条第４項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）
		劇場等の定員管理不適正	警　告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第８条第４項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）
⑥統括防火管理関係違反（法第八条の二）	1　統括防火管理者未選任		警　告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第８条の２第５項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）
	2　統括防火管理業務不適正	全体についての消防計画未作成	警　告	警告事項不履行のもの	作成命令（法第８条の２第６項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）
		全体について消防計画が不適正なもの	警　告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第８条の２第６項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）
		避難又は防火上必要な構造及び設備の管理不適正	警　告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第８条の２第６項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
⑦防火対象物点検報告（法第八条の二の二及び八条の二の三）	防火対象物点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第８条の２の２第４項）				
	防火対象物点検の特例認定を受けていないにも関わらず、法第８条の２の３第７項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの	表示の除去又は消印を付することの命令（法第８条の２の３第８項）				
	１　偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの	法第８条の２の３第１項による認定の取り消し（法第８条の２の３第６項）				
	２　法第５条第１項、第５条の２第１項、第５条の３第１項、第８条第３項若しくは第４項、第８条の２の５第３項又は第１７条の４第１項若しくは第２項の規定の命令がされたもの	法第８条の２の３第１項による認定の取り消し（法第８条の２の３第６項）				
	３　法第８条の２の３第１項第３号に該当しなくなったもの					

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
⑧自衛消防組織の設置に関する違反（法第八条の二の五）	自衛消防組織が未設置であるもの	警　告	警告事項不履行のもの	措置命令（法第８条の２の５第３項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置（法第５条の２）
⑨消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する基準違反（法第十七条第一項又は第三項）	消防用設備等又は特殊消防用設備等が未設置又は維持管理が不適正のもの	警　告	警告事項不履行のもの	設置命令、改修命令又は維持命令（法第１７条の４第１項又は第２項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）

	適用要件		一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
⑩防災管理関係違反（法第三十六条第一項において準用する法第八条第一項）	１　防災管理者未選任		警　告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第３６条第１項において準用する法第８条第３項）		
	２　防災管理業務不適正	防災管理に係る消防計画未作成	警　告	警告事項不履行のもの	作成命令（法第３６条第１項において準用する法第８条第４項）		
		防災管理に係る消防計画が不適正なもの	警　告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第３６条第１項において準用する法第８条第４項）		
		避難訓練未実施	警　告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第３６条第１項において準用する法第８条第４項）		

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">適用要件</th><th>一次措置</th><th>適用要件</th><th>二次措置</th><th>適用要件</th><th>三次措置</th></tr>
<tr><td rowspan="3">⑪統括防災管理関係（法第三十六条第一項において準用する法第八条の二）</td><td colspan="2">１　統括防災管理者未選任</td><td>警　告</td><td>警告事項不履行のもの</td><td>選任命令（法第３６条第１項において準用する第８条の２第５項）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">２　統括防災管理業務不適正</td><td>防災管理に係る全体についての消防計画未作成</td><td>警　告</td><td>警告事項不履行のもの</td><td>作成命令（法第３６条第１項において準用する法第８条の２第６項）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>防災管理に係る全体についての消防計画が不適正なもの</td><td>警　告</td><td>警告事項不履行のもの</td><td>適正執行命令（法第３６条第１項において準用する法第８条の２第６項）</td><td></td><td></td></tr>
</table>

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
⑫防災管理点検報告（法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二及び法第八条の二の三）	防災管理点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第３６条第１項において準用する法第８条の２の２第４項）				
	１　偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの	法第３６条第１項において準用する法第８条の２の３第１項による認定の取り消し（法第３６条第１項において準用する法第８条の２の３第６項）				
	２　法第５条第１項、第５条の２第１項、第５条の３第１項、第８条第３項若しくは第４項、第８条の２の５第３項、第１７条の４第１項若しくは第２項又は第３６条第１項において準用する第８条第３項若しくは第４項、第８条の２第５項若しくは第６項の規定による命令がされたもの					
	３　法第３６条第１項において準用する法第８条の２の３第１項第３号に該当しなくなったもの					
	防災管理点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、防災管理点検の特例認定の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第３６条第６項において準用する法第８条の２の２第４項）				

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
⑬防災管理点検報告（法第三十六条第五項において準用する法第八条の二の二）	１　防火対象物点検報告及び防災管理点検報告のうち、いずれか一方又はともに点検基準を満たしていないにも関わらず、法第３６条第３項の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第３６条第６項において準用する法第８条の２の２第４項）				
	２　防火対象物点検又は防災管理点検の特例認定のうち、いずれか一方又はともに認定を受けていないにも関わらず、法第３６条第４項の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第３６条第６項において準用する法第８条の２の２第４項）				

１　危険物施設

違反項目等		一次措置		二次措置		三次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
１	危険物の無許可貯蔵又は取扱い（法第十条第一項）	危険物の無許可貯蔵又は取扱いに関する違反のうち、次のいずれかに該当するもの １　製造所等以外の場所で、指定数量以上の危険物を貯蔵し又は取り扱っているもの ２　製造所等において、当該貯蔵又は取扱いの態様を逸脱して、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもの	除去命令又は禁止命令（法第１６条の６）				
		製造所等以外の場所で油圧装置、潤滑油循環装置等において、引火点が１００℃以上の第４類の危険物のみを指定数量以上貯蔵し又は取り扱っているもの	警　告	警告事項の不履行のもの	除去命令（法第１６条の６）		

違反項目等		一次措置		二次措置		三次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
2	製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに関する基準違反（法第十条第三項）	製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて、法第１０条第３項の基準に違反しているもので、漏えい、飛散等により災害拡大危険が著しく大きいもの	基準遵守命令（法第１１条の５第１項、第２項）	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令（法第１２条の２第２項第１号）		
		製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて、法第１０条第３項の基準に違反しているもので、漏えい、溢れ、飛散等があるもの又はそのおそれがあるもの	警　告	警告事項不履行のもの	基準遵守命令（法第１１条の５第１項、第２項）	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令（法第１２条の２第２項第１号）
		法第１１条第１項の規定による許可若しくは法第１１条の４第１項の規定による届出に係る数量を超える危険物又はこれらの許可若しくは届出に係る品名以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもので、当該貯蔵又は取扱いにより製造所等の位置、構造又は設備の変更許可を要するもの	警　告	警告事項不履行のもの	除去命令（法第１１条の５第１項、第２項）	除去命令不履行のもの	使用停止命令（法第１２条の２第２項第１号）

違反項目等		一次措置		二次措置		三次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
3	製造所等の位置、構造又は設備の無許可変更（法第十一条第一項）	製造所等の位置、構造又は設備を無許可で変更しているもの	警　告	警告事項不履行のもの	使用停止命令（法第１２条の２第１項第１号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第１２条の２第１項第１号）
4	製造所等の完成検査前使用（法第十一条第五項）	設置許可又は変更許可に係る完成検査前に使用しているもの	警　告	警告事項不履行のもの	使用停止命令（法第１２条の２第１項第２号）	使用停止命令不履行のもので、法第１０条第４項の基準に適合していないもの	許可の取消し（法第１２条の２第１項第２号）
5	製造所等の位置、構造又は設備に関する基準違反（法第十二条第一項）	法第１０条第４項の基準に適合しないもので、火災等の災害発生危険が著しく大きなもの	基準適合命令（法第１２条第２項）	基準適合命令不履行	使用停止命令（法第１２条の２第１項第３号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第１２条の２第１項第３号）
		法第１０条第４項の基準に適合しないもの（上欄の場合を除く。）	警　告	警告事項不履行のもの	使用停止命令（法第１２条の２第１項第３号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第１２条の２第１項第３号）

違反項目等		一次措置		二次措置		三次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
6	製造所等の緊急使用停止等（法第十二条の三）	製造所等又はその近隣において、火災、爆発等の事故が発生したことにより、当該製造所等の使用が災害発生上極めて危険な状態であると認められるもの	使用停止命令又は使用制限命令（法第１２条の３第１項）				
7	製造所等における危険物保安監督者の未選任等（法第十三条第一項・第三項）	危険物保安監督者を選任していないもの又は危険物保安監督者を選任しているが必要な保安監督業務が行われていないもの	警　告	警告事項不履行のもので、当該違反状態が長期間継続するなど内容が悪質なもの	使用停止命令（法第１２条の２第２項第３号）		
		危険物取扱者の立会いなしに無資格者による危険物の取扱いが行われているもの	警　告				
8	危険物保安監督者の法令違反等	危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者が法律又は法律に基づく命令の規定に違反したことにより免状返納命令を受けたもの	解任命令（法第１３条の２４）	解任命令不履行のもの	使用停止命令（法第１２条の２第２項第４号）		
		危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者に保安業務を引き続き行わせることが、公共の安全の維持又は災害発生防止上支障があるもの	警　告	警告事項不履行のもの	解任命令（法第１３条の２４）	解任命令不履行のもの	使用停止命令（法第１２条の２第２項第４号）

違反項目等		一次措置		二次措置		三次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
９	予防規程未作成等（法第十四条の二）	予防規程を作成してないもの	警　告				
		予防規程を定めているが、内容的に火災予防上適当でないもの	警　告	警告事項不履行のもの	変更命令（法第１４条の２第３項）		
１０	特定屋外タンク貯蔵所等の保安検査未実施（法第十四条の三第一項、第二項）	特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所に関する保安検査を受けていないもの	警　告	法第１０条第４項の基準に適合していないもので、火災等の災害危険があるもの	使用停止命令（法第１２条の２第１項第４号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第１２条の２第１項第４号）
１１	製造所等の定期点検未実施等（法第十四条の三の二）	定期点検を未実施のもの	警　告	警告事項不履行のもののうち、法第１０条第４項の基準に違反し、火災等の災害危険があるもの	使用停止命令（法第１２条の２第１項第５号）	使用停止命令事項不履行のもの	許可の取消し（法第１２条の２第１項第５号）
		点検記録を作成せず、虚偽の点検記録を作成し、又は点検記録を保存しなかったもの	警　告				

違反項目等		一次措置		二次措置		三次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
１２	危険物の運搬に関する基準違反（法第十六条）	危険物の運搬基準に違反しているもの	警　告				
１３	移動タンク貯蔵所による危険物取扱者無乗車での移送（法第十六条の二第一項）	移動タンク貯蔵所により、危険物取扱者を乗車させずに危険物の移送を行っているもの	警　告				
１４	製造所等における事故発生時の応急措置未実施（法第十六条の三第一項）	製造所等における流出事故等に際し関係者が災害発生防止のため危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去、その他の応急措置を講じていないもの	応急措置実施命令（法第１６条の３第３項・第４項）				

2　少量危険物関係

違反項目等	一次措置		二次措置		三次措置	
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
少量危険物貯蔵取扱所の貯蔵・取扱基準違反（法第九条の四・条例第三十条・第三十一条）	みだりな火気の使用、危険物の漏れあふれ又は飛散等があるもの	除去命令又は使用停止命令（法第５条の２、第５条の３）				
	位置、構造、設備等が基準に適合していないもので、災害発生危険が大きいもの	警　告	警告事項不履行のもの	改修命令、除去命令又は使用停止命令（法第５条の２、第５条の３）		

3　指定可燃物関係

違反項目等	一次措置		二次措置		三次措置	
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
指定可燃物貯蔵取扱所の貯蔵・取扱基準違反（法第九条の四、条例第三三条、第三四条）	みだりな火気の使用、指定可燃物の漏れ、あふれ又は飛散等があるもの	除去命令又は使用停止命令（法第５条の２、第５条の３）				
	位置、構造、設備等が基準に適合していないもので、災害発生危険が大きいもの	警　告	警告事項不履行のもの	改修命令、除去命令又は使用停止命令（法第５条の２、第５条の３）		

様式第１号（第６条、第５４条関係）

違反処理経過簿

設備台帳	

所 在 地		No.	
名　　称		用途	
所 有 者		構造	

階　　数	用　　途	消防用設備等	設　　置	違　　反

違反処理概要	年 月 日	内　　容	改 修 計 画 書

備考	

様式第１号の２（第６条、第５４条関係）

違反処理経過簿

危険物製造所等区分	

危険物製造所等	設置場所		設置者	
	許可年月日		番　　号	
	完成検査年月日		番　　号	
	許可品名		数　　量	
違反者	住　　所		氏　　名	
	職　　業		連絡先	

	年月日	内　　容	改修計画書
違反処理概要			
備考			

様式第２号（第１２条関係）

年　　月　　日

大川広域消防本部消防長　　殿

所　　属
職　氏　名

年度立入検査実施計画書

月	査察対象物の区分	実施件数	月	査察対象物の区分	実施件数

様式第３号（第２０条関係）

立入検査結果通知書

年　月　日

様

所　属

職

氏　名　　㊞

あなたの　　する下記　　について、　　年　月　日消防法第　　条　　により立入検査を実施したところ右のとおり火災予防上の不備欠陥があるので、速やかに改めるよう通知します。

なお、〇印を付した事項については、　　年　月　日までに大川広域消防本部消防長あてにその設置及び改修について計画書を提出してください。

記

所　在　地	
名　　称	
用　　途	
防火管理者	
検査立会者	
連　絡　先	大川広域消防本部予防課　0879-24-1784 大川広域東消防署　0879-24-2119 大川広域東消防署白鳥分署　0879-25-2119 大川広域西消防署　087-895-2119 大川広域西消防署寒川分署　0879-43-3119

不備欠陥事項

様式第４号（第２１条関係）

立　入　検　査　執　行　記　録　簿

番号	査察区分	執行月日	名　　称	用途	所　　在　　地	査察員	指摘件数	通　知　書交付年月日	改修（計画）報　告　期　限	備　　考

様式第５号（第２１条関係）

提出日　　年　　月　　日

（大川広域行政組合管理者）
（大川広域消防本部消防長）　　殿

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
名　　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
関係者　職 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

改修（計画）報告書

年　　月　　日交付を受けた立入検査結果通知書に基づく、違反指摘事項の改修（計画）については、次のとおりです。

記

指摘事項	改修方法	年月日		摘要
		改修	計画	

※受付欄	※経過欄	※備考

（注）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　関係者の氏名は、建物の所有者、占有者又は管理者の氏名を記入してください。
３　改修欄には、既に改修が終了したものの日付を、計画欄には、これから行う予定の日を記入してください。
４　摘要欄には改修の内容、計画の概要を記入してください。
５　※印欄は、記入しないこと。

様式第６号（第２４条関係）

第　　号
年　　月　　日

（関係者住所・氏名）
様

（大川広域行政組合管理者）
（大川広域消防本部消防長）　印

資　料　提　出　命　令　書

所　在
名　称
用　途

火災予防のために必要があるので、消防法第　　条第　　項の規定に基づき、下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第４４条第２号の規定により処罰されることがある。

記

命令事項

（教示）

この命令について不服があるときは、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して３カ月以内に、大川広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。この命令の取消しを求める訴えは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内）に、大川広域行政組合を被告（大川広域行政組合管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この命令（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求することや命令の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第７号（第２４条関係）

第　　号
年　　月　　日

（関係者住所・氏名）
様

（大川広域行政組合管理者）
（大川広域消防本部消防長）　印

報　告　徴　収　書

所　在
名　称
用　途

火災予防のために必要があるので、消防法第　　条第　　項の規定に基づき、下記事項を年　　月　　日までに、大川広域消防本部に文書をもって報告するよう要求する。

なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第４４条第２号の規定により処罰されることがある。

記

報告内容

（教示）

この命令について不服があるときは、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して３カ月以内に、大川広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。この命令の取消しを求める訴えは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内）に、大川広域行政組合を被告（大川広域行政組合管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この命令（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求することや命令の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第８号（第２５条関係）

年　　月　　日

（大川広域行政組合管理者）
（大川広域消防本部消防長）　　殿

資料等提出者
住所
氏名

資　料　提　出　・　報　告　書

年　　月　　日　　第　　号により（資料提出命令・報告要求）された下記の（資料・報告書）を提出します。
なお、提出した資料については、用済みの後（返還・処分）してください。

記

上記の（資料・報告書）を（受領し保管・受領）しました。

第　　号
年　　月　　日

職・氏名　　㊞

様式第９号（第２５条関係）

第　　号
年　　月　　日

（関係者住所・氏名）
様

職・氏名　　㊞

提　出　資　料　等　保　管　書

年　　月　　日提出された下記資料等を保管したので本書を交付します。

記

上記資料等については、返還を受け、受領しました。

年　　月　　日

受 領 者
住　所
氏　名　　㊞

様式第１０号（第３１条関係）

年　　月　　日

（消防署長）
（予防課長）　　殿

所属
職
氏名　　㊞

違　反　調　査　報　告　書

違　反　者	住 所			
	氏 名 生 年 月 日	歳	職 業	
対象物の状況 （製造所等の区分）	住 所			
	名 称		規模・構造 （区分）	
	用 途			
違 反 条 項				
違反の概要 （発生事由・経過等）				
参 考 事 項 （査察経過等）				

様式第１１号（第３１条関係）

実況見分調書（第　回）

実況見分日時　開始　年　月　日　時　分頃
終了　年　月　日　時　分頃
（中断　ため　時　分から　時　分）

１　所　在　地

２　名　称

３　用　途

上記防火対象物における　について本職は次のとおり見分した。

年　月　日

所　属
階級氏名　㊞

実況見分の目的
実況見分立会人　住　所
職氏名
年　月　日生（　歳）

様式第１１号の２（第３１条関係）

様式第１２号（第３２条関係）

質問調書（第　回）

質問実施日時　開始　年　月　日　時　分頃
終了　年　月　日　時　分頃

所　在　地

名称（用途）

上記の防火対象物について本職が下記の者に質問したところ任意に次のように供述した。

被質問者　住所
氏名
生年月日　年　月　日生（　歳）

様式第１２号の２（第３２条関係）

（被質問者名）

上記のとおり録取して読み聞かせ（閲覧させ）たところ、誤りのないことを申し立て、署名押印をした。

（上記のとおり録取して読み聞かせ（閲覧させ）たところ、誤りのないことを申し立てたが、署名押印を拒否した。）

年　　月　　日

録取者　所属　　階級氏名　　㊞

記録者　所属　　階級氏名　　㊞

様式第１３号（第３４条関係）

第　　号
年　　月　　日

（住所）
（氏名）　　様

（大川広域行政組合管理者）
（大川広域消防本部消防長）　　印

警　　告　　書

所　在
名　称
用　途

上記　　は、　　と認めるので、下記のとおり履行するよう警告する。

なお、この警告に従わない場合は、　　の規定に基づく命令を行うことがある。

命令を行ったときは、当該　　に受命者の氏名、命令内容を記載した標識の設置等により公示する。

記

警告事項

様式第１４号（第３６条関係）

第　　号
年　　月　　日

（住所）
（氏名）　　様

（大川広域行政組合管理者）
（大川広域消防本部消防長）　　印

命　　令　　書

所　在
名　称
用　途

上記　　は、消防法　　違反と認めるので、消防法　　の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法　　の規定により処罰されることがある。

記

１　命令事項

２　命令理由

（教示）

この命令について不服があるときは、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して（３０日・３カ月）以内に、大川広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。この命令の取消しを求める訴えは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して（３０日・６カ月）以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して（３０日・６カ月）以内に、大川広域行政組合を被告（大川広域行政組合管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この命令（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求することや命令の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第１５号（第３６条関係）

年　　月　　日

（住所）

（氏名）　　様

命　　令　　書

火災の予防に危険である又は消防の活動に支障となると認めるので、消防法第　　条第　　項の規定により次の措置をとるべきことを命ずる。

なお、本命令に従わない場合は、消防法により処罰されることがある。

<table>
<tr><td>命令
年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>命令者</td><td>所属
階級・氏名</td><td>㊞</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="2"></td><td>名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">行為者・所有者・管理者・占有者</td><td>氏名</td><td colspan="3">電話</td></tr>
<tr><td colspan="2">法第３条第１項・法第５条の３第１項</td><td colspan="4">命令の理由となる事実及び命ずる措置</td></tr>
<tr><td rowspan="4">第１号</td><td rowspan="4">・火遊び
・喫煙
・たき火
・火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用その他これらに類する行為</td><td>禁止</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>停止</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>制限</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>消火準備</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>第２号</td><td>・残火・取灰又は火粉の始末</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>第３号</td><td>・危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれがある物件の除去その他の処理</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>第４号</td><td>・放置され又はみだりに存置された物件の整理又は除去</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

（教示）

この命令について不服があるときは、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して（３０日・３カ月）以内に、大川広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。この命令の取消しを求める訴えは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して（３０日・６カ月）以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して（３０日・６カ月）以内に、大川広域行政組合を被告（大川広域行政組合管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この命令（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求することや命令の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第１６号（第３９条関係）

第　　号
年　　月　　日

（関係者住所・氏名）
様

（大川広域行政組合管理者）
（大川広域消防本部消防長）　　印

催　　告　　書

あなたは、本職が　　年　　月　　日付第　　号をもって命令した事項（別添命令書の写）について履行していないので、速やかに履行するよう催告する。

様式第１７号（第４０条関係）

第　　号
年　　月　　日

（関係者住所・氏名）
様

（大川広域行政組合管理者）
（大川広域消防本部消防長）　　印

命　令　解　除　通　知　書

所　在
名　称
用　途

あなたの　　する上記　　について、　　年　　月　　日付第　　号による命令については、下記の理由によりこれを解除します。

記

解除理由

様式第１８号（第４１条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

大川広域行政組合
管理者　　印

移動タンク貯蔵所違反通知書

消防法第１１条の５第２項の規定に基づき、次のとおり命令したので、同条第３項の規定に基づき、通知します。

命令した市町村長			
命令を受けた者	住所		
	氏名		
命令に係る移動タンク貯蔵所	設置者	住所	
		氏名	
	常置場所		
	設置又は変更の許可番号		
違反の内容			
命令の内容			
命令の履行状況			
その他必要と認める事項			

（注）１　この用紙の大きさはＡ４とすること。なお、本様式の項目が記載されるものであれば、適宜変更して差し支えないものであること。

２　法人にあっては、名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第１９号（第４２条関係）

消防法による命令の公告

所　　在　　地	
名　　称	
命令を受けた部分の名　　称	
命令を受けた者	

この　　は、消防法に定める規定に違反しているので、　　年　　月　　日、同法第　　の規定により次の事項を命じたものである。

命令事項

年　　月　　日

（大川広域行政組合管理者）
（大川広域消防本部消防長）　　印

注　意

１　この標識は、消防法第　　の規定に基づき設置したものである。

２　この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪で罰せられることがあります。

標識は、ＪＩＳ規格Ａ３判サイズとし、下地を白色、文字を黒色とする。

様式第２０号（第４３条関係）

第　　号
年　　月　　日

（住所）
（氏名）　　様

大川広域行政組合
管理者　　印

許　可　取　消　書

あなたの　　する下記　　（　　年　　月　　日第　　号設置許可）は、消防法第　　条　　違反であるため、同法第１２条の２第１項の規定に基づき、許可を取り消す。

記

１　施設区分

２　設置場所又は常置場所

３　設置許可年月日・番号

４　許可取消（処分）の理由となる事実

（教示）

この取消処分について不服があるときは、この取消処分のあったことを知った日の翌日から起算して３カ月以内に、大川広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この取消処分があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内）に、大川広域行政組合を被告（大川広域行政組合管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この取消処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第２１号（第４４条関係）

第　　号
年　　月　　日

（住所）
（氏名）　　様

大川広域消防本部
消防長　　印

特　例　認　定　取　消　書

あなたの管理する下記防火対象物は、消防法　　に該当するため、同項の規定に基づき、特例認定を取り消す。

記

１　防火対象物所在地、名称等

２　特例認定年月日・番号

３　特例認定取消（処分）の理由となる事実

（教示）

この取消処分について不服があるときは、この取消処分のあったことを知った日の翌日から起算して３カ月以内に、大川広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この取消処分があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内）に、大川広域行政組合を被告（大川広域行政組合管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この取消処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第２２号（第４５条関係）

第　　号
年　　月　　日

（住所）
（氏名）　　様

大川広域行政組合
管理者　　印

解　任　命　令　書

あなたの　　する（事業所・製造所等）に係る下記危険物　　は、　　と認めるので、消防法第１３条の２４第１項の規定に基づき、解任することを命ずる。

記

１　危険物　　者
⑴　氏　名
⑵　生年月日
⑶　解任年月日　　年　　月　　日

２　解任期限

３　危険物　　を選任している事業所又は製造所等
（事業所の住所、名称及び代表者の氏名又は製造所等の設置者、設置場所、施設区分及び設置年月日・番号）

４　命令（処分）の理由となる事実

（教示）
この命令について不服があるときは、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して３カ月以内に、大川広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。この命令の取消しを求める訴えは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内）に、大川広域行政組合を被告（大川広域行政組合管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。
ただし、上記の期間が経過する前に、この命令（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求することや命令の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第２３号（第４７条関係）

第　　号
年　　月　　日

警察本部　　警察署
司法警察員（階級）　　殿

（大川広域行政組合管理者）
（大川広域消防本部消防長）　　印

告　発　書

下記の犯罪があると思料するので、刑事訴訟法第２３９条第２項の規定に基づき、関係資料を添えて告発します。

記

１　被告発人
⑴　本　　籍
⑵　住　　所
⑶　氏　　名
⑷　生 年 月 日
⑸　職　　業

２　罪名及び適用法条

３　犯罪の事実

４　証拠となるべき資料

５　犯罪の情状

６　参考事項

７　意見

様式第２４号（第４９条関係）

第　　号
年　　月　　日

地方裁判所　　支部民事部　御中

大川広域消防本部
消防長　　印

通　知　書

消防法第　　条の　　に基づき過料に処せられるべき事件を発見したので、下記のとおり通知します。

記

１　違反者の氏名及び住所
　氏　　名
　住　　所

２　違反対象物の名称等
　氏　　名
　住　　所

３　違反事実の要旨

４　該当法条

５　添付書類

様式第２５号（第５０条関係）

第　　号
年　　月　　日

（住所）
（氏名）　　様

（大川広域行政組合管理者）
（大川広域消防本部消防長）　　印

戒　告　書

１　所在地

２　名　称

３　用　途

上記対象物については、　　と認めたので、消防法第　　条第　　項の規定に基づき、　　年　　月　　日付第　　号をもって　　年　　月　　日までに　　をすることを命じましたが、いまだに履行されていません。

よって、前記命令を　　年　　月　　日までに履行しないときは、行政代執行法第２条の規定に基づき、代執行を行うことにしたので、この旨行政代執行法第３条第１項の規定に基づき、戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用を行政代執行法第２条の規定に基づき、徴収します。また、代執行により生ずる損害については、すべて責任を負わないので、申し添えます。

（教示）

この命令について不服があるときは、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して３カ月以内に、大川広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。この命令の取消しを求める訴えは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内）に、大川広域行政組合を被告（大川広域行政組合管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この命令（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求することや命令の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第２６号（第５０条関係）

第　　号
年　　月　　日

住　所
氏　名　　様

（大川広域行政組合管理者）
（大川広域消防本部消防長）　　印

代　執　行　令　書

１　所在地

２　名　称

３　用　途

上記対象物については、　　年　　月　　日付第　　号をもって戒告しましたが、いまだ履行されていません。

よって、行政代執行法第２条の規定に基づき、代執行を次により行うこととしたので、同法第３条第２項の規定に基づき、通知します。

なお、代執行に要するすべての費用を行政代執行法第２条の規定に基づき、徴収します。また、代執行により生ずる損害については、すべて責任を負わないので、申し添えます。

１　代執行の期日

２　代執行責任者（職・氏名）

３　代執行に要する費用の概算見積書

４　代執行の内容

（教示）

この命令について不服があるときは、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して３カ月以内に、大川広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。この命令の取消しを求める訴えは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内）に、大川広域行政組合を被告（大川広域行政組合管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この命令（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求することや命令の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第２７号（第５０条関係）

第　　号
年　　月　　日

住　所
氏　名　　様

（大川広域行政組合管理者）
（大川広域消防本部消防長）　　印

代執行費用納付命令書

１　所在地

２　名　称

３　用　途

年　　月　　日付第　　号の代執行令書による代執行に要した費用の金額が決定したので、行政代執行法第５条の規定に基づき、代執行費用を次のとおり納付するよう命令します。

なお、指定された期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収することがあるので、申し添えます。

１　納付期日　　年　　月　　日

２　納付金額　　金　　円

３　納付方法　　別途納付通知書による。

４　代執行　　年　　月　　日執行

（教示）

この命令について不服があるときは、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して３カ月以内に、大川広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。この命令の取消しを求める訴えは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内）に、大川広域行政組合を被告（大川広域行政組合管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この命令（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求することや命令の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第２８号（第５０条関係）

第　　号

代　執　行　責　任　者　証

所　　属

階級・氏名

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

年　　月　　日

（大川広域行政組合管理者）
（大川広域消防本部消防長）　　印

記

１　代執行をすべき事項

２　代執行をなすべき期日

様式第２９号（第５２条関係）

消防法による公告

次の物件は、　　と認めるので、当該物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者は、　　年　　月　　日までに、当該物件を除去すること。

もしも、この期限までに除去しない場合は、消防職員が除去する。

消防法第５条の３第２項の規定により、公告する。

所　　在

種別及び数量

年　　月　　日

（大川広域行政組合管理者）
（大川広域消防本部消防長）　　印

注　意

１　この標識は、消防法第５条の３第２項の規定に基づき設置したものである。

２　この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪で罰せられることがあります。

標識は、ＪＩＳ規格Ａ３判サイズとし、下地を白色、文字を黒色とする。

様式第３０号（第５２条関係）

保管物件一覧簿

整理番号	名称（種類）形状、数量	物件の所在した場所	除去日時	保管開始日時	保管場所	公示年月日	備考

（注）　１　公示年月日欄には、上段に消防本部等の掲示場に掲示した年月日を、下段には、市町村広報誌又は新聞に掲載した場合の掲載年月日をそれぞれ記入する。

２　備考欄には、保管物件を売却した時の売却年月日又は返還した時の返還年月日等を記入する。

様式第３１号（第５２条関係）

年　　月　　日

保　管　物　件　公　告

と認めるので、消防法第　　条　　の規定により、下記物件を保管しました。心当たりの人はすみやかに当消防本部に申し出てください。

大川広域消防本部
消防長　　印

記

１　名称又は種類

２　形状又は種類

３　物件の所在した場所

４　除去した日

５　保管を始めた日時

６　保管場所

７　保管物件の返還を求めるための必要事項

様式第３２号（第５２条関係）

年　　月　　日

大川広域消防本部消防長　　殿

物　件　受　領　書

（受領者）
住所
氏名　　㊞

整理番号	名　　称	数　量	摘　　要

様式第３３号（第５２条関係）

年　　月　　日

大川広域消防本部消防長　　殿

代　金　受　領　書

（受領者）
住所
氏名　　㊞

１　名称又は種類

２　形状及び数量

上記物件の売却代金として、下記の金額を受領しました。

記

金　　円

様式第３４号（第５２条関係）

第　　号
年　　月　　日

住　所
氏　名　　様

（大川広域行政組合管理者）
（大川広域消防本部消防長）　　印

保管費等納付命令書

年　　月　　日付返還した物件の保管等に要した費用は下記のとおりであるから　　年　　月　　日までに　　へ納付するよう消防法第　　条第　　項の規定により命令する。

なお、指定された期日までに納付しないときは、国税徴収法の例により徴収する。

金　　円

費　　目	金　　額	内　　訳

（教示）

この命令について不服があるときは、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して３カ月以内に、大川広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。この命令の取消しを求める訴えは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内）に、大川広域行政組合を被告（大川広域行政組合管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この命令（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求することや命令の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第３５条（第５３条関係）

年　　月　　日

（大川広域行政組合管理者）
（大川広域消防本部消防長）　　殿

住所
氏名

受　領　書

年　　月　　日付第　　号の　　は、確かに受領しました。